

RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン

2025年2月28日

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会

目次

第1章 総論	5
1. 本ガイドラインの概要	5
(1) 背景及び目的	5
(2) 本ガイドラインの対象となるトークン	6
(3) 本ガイドラインの構成.....	7
2. 現実資産等が紐づくトークンを利活用したビジネスの事例	7
(1) Sake World NFT.....	7
(2) NOT A HOTEL.....	9
第2章 トークンの移転を現実資産等の移転とみなすための論点整理	12
1. トークンに紐づく現実資産等の種類及び移転に係る法制度	12
(1) 不動産及び動産に関する所有権の移転	13
(2) 債権の譲渡.....	13
2. 現実資産等の移転に係る第三者対抗要件	13
(1) 不動産に関する所有権の移転に係る第三者対抗要件.....	14

(2)	動産に関する所有権の移転に係る第三者対抗要件.....	14
(3)	債権の譲渡に係る第三者対抗要件.....	15
3.	トークンの移転を現実資産等の移転とする安定的な方法の検討.....	15
(1)	不動産.....	16
(2)	動産.....	16
(3)	債権.....	18
第3章	現実資産等が紐づくトークンの会計処理の検討と権利義務関係に関する論点整理	
	22	
1.	現実資産等が紐づくトークンに係る会計・開示上の課題.....	22
(1)	特定の会計基準の開発状況.....	23
(2)	権利義務関係の明確化に必要な情報.....	24
(3)	利用規約.....	25
2.	トークンの種類別の留意事項.....	26
(1)	適用される法規制の検討.....	26
(2)	暗号資産に該当するRWAトークンに係る留意事項.....	28

(3) NFT に該当する RWA トークンに係る留意事項	29
第 4 章 中長期的な課題	31
1. 法制度	31
(1) 第三者対抗要件の具備方法	31
(2) 無体物の所有権	31
2. 国際的な取組み	32
(1) ユニドロワ	32
(2) ISO/TC307	32
別添 1 トークンに係る利用規約のひな形案	33
別添 2 プラットフォームに係る利用規約のひな形案	42

第1章 総論

1. 本ガイドラインの概要

(1) 背景及び目的

ブロックチェーン技術を含む分散型台帳技術は、新たな「情報を正しく記録する技術」であり、デジタルの世界において改ざんや二重譲渡されることなくデジタルデータを移転させる媒体として活用できる「トークン」を生み出した。このトークンに現実資産や無形資産（以下「**現実資産等**」という。）に係る財産権¹を表章させることにより、当該トークンの移転を通じて財産権を移転させることが可能となる²。デジタルの世界において財産権の移転という資本主義の社会インフラを構築する技術的基盤が整いつつあるといえる。

一般的に、トークンには以下のような特長があり、現実資産等をトークンと紐づけることで従来困難であった形態での現実資産等の保有・移転が可能になるなど、新たなビジネス機会の創出につながると考えられる。

- クロスボーダーを含む移転（流通）が容易になる
- 分割（小口化）³が容易になる
- 流通経路の追跡が容易になる

他方で、トークンに紐づけられる現実資産等は、その種類に応じた法制度が適用される。このため、トークンの移転を当該トークンに紐づく現実資産等の移転として法的に確実なものとするためには一定の要件を満たす必要がある。

こうした現実資産等が紐づくトークン（**RWA トークン**）⁴特有の課題もあり、我が国においては、RWA トークンの発行・流通市場（プラットフォーム）の構築に関して、いわゆるセキュリティトークン（デジタル証券）の分野で一定の進捗⁵があるものの、それ以外の分野では一部の事業者が資金決済に関する法律（以下「**資金決済法**」という。）に規定する暗号資産や NFT⁶を一定程度発行するに留まり、日本の経済・産業の発展に裨益するような RWA トークンの大規模な又は複数の事業者による共通の発行・流通市場の構築が実現されているとは言い難い。

事業者による大規模な事業化への障壁として、我が国においては、以下のような制度的な課

¹ 財産権には、有体物である不動産と動産に係る権利である物権（例：所有権）及び債権や知的財産権等が含まれる。

² トークンの中には特定の資産と紐づくことなく、それ自体が財産的価値として取引されるトークンもある。その代表的なものがビットコインである。

³ トークンの規格により分割できないものもある。典型的な例として後述する NFT がある。

⁴ 確たる定義はないが、いわゆる **RWA (Real World Asset) トークン** と同義と捉えて差し支えない。

⁵ 執筆時点における国内のセキュリティトークン事例はすべてプライベート/コンソーシアム型ブロックチェーンを基盤としている。これらの仕組みもブロックチェーンではあるものの本ガイドラインの対象とするパブリック型ブロックチェーンとは根本的にアーキテクチャが異なる。

⁶ Non-Fungible Token の略。ブロックチェーン上で発行される非代替性（唯一性）を持つデジタルトークン（証券）をいう。

題・論点がある。

- トークンの移転に合わせて（特に当事者でない第三者に対して）当該トークンに紐づく現実資産等の移転を円滑かつ安価に法的に確実にすることが困難であること
- 取り扱うトークンに係る権利義務関係が明確でないこと等により事業者が会計監査を受けることが困難になる場合があること
- 無体物について所有権が認識されないと解釈されること等によりトークン化することが可能な財産が限られること

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（以下「**本協会**」という。）は、こうした課題について整理するとともに、実際に RWA トークンを活用するビジネスを行う事業者や法規制等の関連分野の専門家の意見も踏まえながら、RWA トークンを活用する事業を行う、又は、検討している事業者を対象として、**RWA トークンの発行・流通市場の構築を推進することを目的**として、以下のような取組みを含む「RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン」（本書において「**本ガイドライン**」という。）を策定⁷した。

- トークンの移転を当該トークンに紐づく現実資産等の移転とみなすための要件の整理（民法の第三者対抗要件問題等）
- 各種 RWA トークンの権利義務関係の実務上の整理と、会計監査を円滑化するための RWA トークンを活用する事業に関する利用規約のひな形の作成
- 無体物の所有権を含む中長期的に取り組むべき制度上の課題の洗い出し

(2) 本ガイドラインの対象となるトークン

本ガイドラインでは、下記図表 1 に示すように現実資産等が紐づくパブリック型ブロックチェーン上のトークン（金融商品取引法等に規定する「電子記録移転有価証券表示権利等」（いわゆるセキュリティトークン）及び資金決済法に規定する「電子決済手段」（いわゆるステーブルコイン）を除く。以下同じ。）を取扱い対象とする⁸。

⁷ 本協会の会員を含め RWA トークンを活用する企業に対して、本ガイドラインの活用を奨励するものであり、遵守を求める等事業活動を拘束するものではない。

⁸ サプライチェーンにおけるトレーサビリティの確保のための利活用等の、主として情報の記録を目的とするブロックチェーンの利活用を除く。

図表 1：本ガイドラインで取り扱う現実資産等が紐づくトークンの種類

	トークンの種類			現実資産等との紐づき	
	一般的な名称	根拠法	法令上の名称	有	無
デジタル資産	セキュリティトークン	金融商品取引法等	電子記録移転有価証券表示権利等		
	ステーブルコイン	資金決済法	電子決済手段		
	暗号資産		暗号資産	本ガイドラインの	
	NFT	(上記のいずれにも該当しないトークンの一部)		取扱い対象	

また、本ガイドラインは、トークンに紐づく現実資産等の種類として、財産権の対象となる資産のうち、不動産、動産及び債権を想定する。

なお、本ガイドラインは国内法の適用を前提とするが、グローバルの動向についても一部触れることとする。

(3) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、前述の背景及び目的等を踏まえ、以下のような構成としている。

- 第 1 章では本ガイドラインの概要及び実際の事例の紹介
- 第 2 章ではトークンの移転を当該トークンに紐づく現実資産等の移転とみなすための論点整理
- 第 3 章では現実資産等が紐づくトークンの権利義務関係に関する論点整理
- 第 4 章では中長期的な課題の取りまとめ
- 別添参考資料として利用規約のひな形を添付している。

2. 現実資産等が紐づくトークンを活用したビジネスの事例

現実資産等が紐づくトークンを活用したビジネスとしては、たとえば、以下のような事例⁹がある。

なお、本ガイドラインにおける各事例に係る記述は、その正確性を保証するものではない。また、各事例の紹介は、本ガイドラインの理解を促進することを目的としており、特定のサービスを認証したり推奨したりするものではない。

(1) Sake World NFT

「Sake World NFT」は、株式会社リーフ・パブリケーションズ（以下「リーフ社」という。）が提供する、日本酒と引換え可能な NFT である「酒チケット」を購入できるマーケットプレイスである。

⁹ 各事例の具体的な内容については、執筆時点での公表情報等に基づいて作成している。

通常の通販サイトのように日本酒を購入する¹⁰ことができるほか、日本酒を熟成・保管し、個人間で売買することができる。

日本酒を含む酒類は、酒税法の規制により、原則として酒類の販売業免許（酒税法第9条第1項に規定する「販売業免許」をいう。）を保有する者しか販売することはできないが、本マーケットプレイスでは、引渡請求権を取引の対象とし、当該免許を保有していない一般ユーザーでも参加することを可能と整理している模様である。

また、本マーケットプレイスを通じて、一般ユーザー間での取引が成立した場合、日本酒を製造した酒蔵に対して、購入者が取引額に応じて支払う手数料がロイヤリティとして還元される仕組みとなっている。（下記図表2参照）

図表2：「Sake World NFT」のスキーム図



出典：リーフ社プレスリリース（<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000068455.html>）

① 現実資産等

「Sake World NFT」において、トークンに紐づく現実資産等に相当する資産は、酒類販売業者に対し、動産である酒類の引渡しを求める権利、すなわち債権となる。

② トークン

「酒チケット」とは、上記引渡請求権を表章する NFT である¹¹。

③ 「酒チケット」NFT の一次販売取引

¹⁰ 後述する一次取引を指す。

¹¹ Sake World NFT 利用規約第2条第18号・第19号

一次販売取引は、酒類販売業者と一次購入者の間で直接行われる¹² ¹³。

一次販売取引における決済方法は、日本円のクレジットカード決済又はあらかじめ酒類販売業者が指定する暗号資産による決済がある。

④ 「酒チケット」NFT の二次流通（個人間取引）

二次流通は、個人間で直接行われ、有償譲渡と無償譲渡がある¹⁴。

本マーケットプレイスにおける有償譲渡時の決済方法は、あらかじめ酒類販売業者が指定する暗号資産による決済のみとなっている。また、当該有償譲渡時にはロイヤリティとして譲渡価額に応じた手数料が酒類販売業者に対して支払われる¹⁵。

⑤ その他

一次販売取引に関しては、「酒チケット」NFT の販売の際に即時発送が選択されなかった場合、一次販売業者がその後の発送請求までの間は酒類を保管することとなること、当該保管行為については、引渡しに先立ち物品の「加工」（倉庫業法施行令第 1 条第 2 号）が伴うことを根拠として、倉庫業法上の倉庫業（同法第 2 条第 2 項）に該当しないと整理している模様。

酒類の販売には酒税法に規定する販売業免許が必要となるが、本マーケットプレイスで行われる「酒チケット」NFT の取引のうち二次流通における取引については、酒類販売業者に対する対象商品の引渡請求権の売買であることから、当該免許は必要ではないと整理している模様¹⁶。

(2) NOT A HOTEL

NOT A HOTEL 株式会社（以下「**NAH 社**」という。）は、別荘向けの住宅をシェア購入（共同購入）できる「NOT A HOTEL」（サービス名称）を提供している。これにより、ユーザーは、通常数億円する物件を数千万円台から購入することができる。オーナー（購入したユーザー）は、最大 36 口に分割された不動産の共有持分権を保有するとともに、一口当たり年間 10 泊の宿泊利用権を得る。

次に、オーナーは自分が使わないときは、NAH 社を通して部屋を貸し出すことができる¹⁷。オーナーが自己利用に設定しなかった日は NAH 社によってホテルとして一般客に開放され、集客、清掃、決済などの運用は同社が行う。

NAH 社は、ホテル利用権のうち一部を NFT 化し、宿泊施設 NOT A HOTEL を年間 1 日

¹² Sake World NFT 利用規約第 2 条第 5 号

¹³ 一次販売取引については、「酒チケット」NFT が発行されるものの、酒類の販売に該当すると整理されている模様。

¹⁴ Sake World NFT 利用規約第 2 条第 8 号

¹⁵ Sake World NFT 利用規約第 2 条第 25 号

¹⁶ 引換請求権を行使する（現物の引渡しを受ける）場面は、酒類販売に該当すると整理している模様。

¹⁷ 自宅利用とホテル利用の切り替えは、アプリで手続きが完了する。

単位で利用できる会員権「MEMBERSHIP」NFTとして販売する¹⁸。

「MEMBERSHIP」NFTは、NFTマーケットプレイス上で個人間の売買が可能である。

NAH社は、「MEMBERSHIP」NFTを資金決済法上の自家型前払式支払手段として整理¹⁹し、その発行者として金融庁に届け出ている²⁰。

図表3：「MEMBERSHIP」NFTの種類

	MEMBERSHIP S	MEMBERSHIP Y	MEMBERSHIP X
			
価格	¥1,850,000 (1泊あたり¥39,361)	¥3,550,000 (1泊あたり¥37,765)	¥5,800,000 (1泊あたり¥41,134)
有効期間	47年	47年	47年
宿泊	1泊/年 (合計47泊)	2連泊/年※ (合計94泊)	3連泊/年※ (合計141泊)
イベント参加	●	●	●
限定施設利用	-	-	●

出典：NAH社 (<https://notahotel.com/nft>)

① トークンに紐づく現実資産等（RWA）

トークンに紐づく現実資産等は、オーナーが保有する不動産の利用権（宿泊利用権）、すなわち債権となる。

② 「MEMBERSHIP」NFTの一次販売

一次販売取引は、NAH社と一次購入者との間で売買契約が行われる。

一次販売取引における決済方法は、日本円の銀行振込又はETH（イーサ）による支払となっている。

③ 「MEMBERSHIP」NFTの発行

一次販売契約成立後、NAH社から一次購入者のアドレスに「MEMBERSHIP」NFT²¹

¹⁸ NAH社の発行するトークンがすべてNFTに該当することを意味しない。

¹⁹ NAH社の整理であり、本協会として当該整理を承認するものではない。

²⁰ 金融庁「前払式支払手段（自家型）発行者届出一覧」(<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/jika.pdf>)

²¹ 償却期限内にNAH社が指定するサービスを利用することができる会員権を表章するNFT（NFT利用規約第1条

が送付される。

④ 「MEMBERSHIP」NFT の二次流通

「MEMBERSHIP」NFT を保有するユーザーは、当該 NFT を譲渡することができる。譲渡するための二次流通市場は、NAH 社が提供するものではなく、「MEMBERSHIP」NFT 保有者による NFT マーケットプレイス（二次流通市場）への出品・売却により行われる。このため、当該売却には利用する NFT マーケットプレイスの利用規約が適用される。

また、二次流通時のオーナーに対するロイヤリティ支払いのような仕組みはない。

図表 4：各事例における関係者の整理

	Sake World NFT	NOT A HOTEL
現実資産の所有者	酒類販売業者	オーナー
トークン発行者	酒類販売業者	NAH 社
トークン一次販売者	酒類販売業者	NAH 社
市場運営者	リーフ社	NAH 社 (一次販売のみ)
トークンの種類	NFT	NFT
トークンに紐づく現実資産等	引渡請求権（債権）	会員権（債権）
現実資産の所有者に対するロイヤリティ	有	無

第2章 トークンの移転を現実資産等の移転とみなすための論点整理

本章では、現実資産等が紐づくトークンの移転を当該現実資産等の移転とみなすための要件を整理するとともに、その課題について検討する。

一般に、トークンそれ自体は、ブロックチェーン上の識別符号に過ぎず、個々の現実資産等を表章するものとしてトークンを移転したとしても、その移転が直ちにトークンに紐づく現実資産等の移転として法律上の効果を生ずるわけではない。トークンの移転をもって現実資産等を移転させるためには、トークンをそのような内容のものとして設計する必要があるし、また、その移転に対する後述の第三者対抗要件が具備されるためには、関連する法令で定める要件を満たす必要がある。

現実資産等の移転とみなすために、ブロックチェーン上のトークンの移転以外にどのような手続を経る必要があるか、また、デジタルな取引形態の利便性を失わないようにするため、ブロックチェーン外で行う手続の負担をどれだけ削減できるか、というのが本章で扱う論点となる。

なお、現実資産等の移転に係る法的構成としては、トークンの移転に伴い現実資産等も移転するという構成と、譲渡人（旧トークン保有者）のトークンが消滅し譲受人（トークン購入者）にトークンが発行されることにより、現実資産等もいったん消滅しトークン購入者のもとで新たに発生するという構成があり得るが、本ガイドラインでは、複雑な法的構成を避ける観点から、トークン及び現実資産等自体が移転する構成を前提として整理することとする。

1. トークンに紐づく現実資産等の種類及び移転に係る法制度

本ガイドラインでは、トークンに紐づく現実資産等について、主として、多くのユースケースが想定される不動産、動産及び債権を取り上げて、課題及び論点の整理を行う。

「現実資産」に法令上の定義はないが、民法第 85 条において有体物は「物」とされ、「物」は「不動産」（土地及びその定着物）²²と「動産」²³に分けられる。本ガイドラインでは、有体物である**「不動産」及び「動産」を代表的な「現実資産」**として取り上げることとする。

上記同様に「無形資産」も法令上の定義はない²⁴ものの、民法においては、「債権」が「物」に対する権利である「物権」²⁵に対置される財産権であることから、本ガイドラインでは、有体物である「不動産」及び「動産」と対比して、物理的な客体の存在しない**「債権」を代表的な「無形資産」**として取り上げることとする。

また、移転の対象となる現実資産に係る「物権」については、「所有権」を前提に検討する。

なお、個々の現実資産等の移転に係る法制度は、以下の通りであるが、それら以外にも契約当

²² 民法第 86 条第 1 項

²³ 民法第 86 条第 2 項

²⁴ 国際会計基準第 38 号において「無形資産」は、「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義されている。

²⁵ 物を直接的に支配する権利をいい、所有権、占有権、用益物権（地上権、永小作権、地役権及び入会権）及び担保物権（留置権、先取特権、質権及び抵当権）がある。

事者としての地位（契約上の地位）の移転²⁶により現実資産等を移転する方法がある²⁷。契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

(1) 不動産及び動産に関する所有権の移転

民法第 176 条において、「不動産」及び「動産」に関する所有権（条文上は「物権」）の移転は、当事者の意思表示のみで効力を有するとされている。

一般的に、現実資産が紐づく「トークン」の移転時には、当事者間の意思表示とみなすための行為を当該移転に係る取引のフローに入れることはそれほど難くない。

(2) 債権の譲渡

民法第 466 条第 1 項において、債権は、その性質として許容されない場合を除き譲渡可能とされており、その譲渡は譲渡人と譲受人の意思表示によって成立するとされている。

また、契約により債権を発生させる際、当該債権について譲渡禁止又は譲渡制限を設けることは可能ではあるが、これに反して債権の譲渡が行われた場合であっても、その効力は妨げられないとされている²⁸。このことは、トークンの移転以外の方法では債権を譲渡できないよう利用規約等であらかじめ定めたとしてもなお、トークンを移転しないまま債権だけを移転しようとする試みが法的には有効となり得ることを意味する。したがって、トークンの移転と債権の移転とを当然に一致させることは、必ずしも容易でない。

2. 現実資産等の移転に係る第三者対抗要件

前述の通り、不動産及び動産に関する所有権の移転は、当事者の意思表示のみで効力を有する。

しかしながら、これだけでは、当事者ではない第三者に対して所有権の移転を対抗することができない。第三者に対しても移転の効力を及ぼすために具備すべき要件を「第三者対抗要件」という。

不動産に関する所有権の移転を第三者に対抗するためには下記(1)の方法により、動産に関する所有権の移転を第三者に対抗するためには下記(2)の方法により第三者対抗要件を具備する必要がある。

また、債権の譲渡も、譲渡人（トークンの元保有者）と譲受人（トークンの新保有者）の意思表示のみで成立するが、それだけでは、債務者や第三者に対して移転を対抗することができな

²⁶ たとえば、債権譲渡は契約者が変わらないまま契約に基づき発生する債権を譲渡するが、契約上の地位の移転は、契約者としての地位（債権債務のみならず、取消権や解除権など、法律上行使できる権利や契約条項に記載された権利も含む。）自体を移転させる。

²⁷ 民法第 539 条の 2

²⁸ 民法第 466 条第 2 項

い。債務者（「Sake World NFT」の場合は酒類販売業者、「NOT A HOTEL」の場合は NAH 社）に対して債権譲渡を対抗するためには、譲渡人から債務者への通知又は債務者の承諾を必要とする。さらに、第三者に対して債権譲渡を対抗するためには、下記(3)の方法により、第三者対抗要件を具備する必要がある。

(1) 不動産に関する所有権の移転に係る第三者対抗要件

不動産に関する所有権の移転は、不動産登記法に規定する所有権移転登記をしなければ、第三者に対抗することができない（民法第 177 条）。

このため、不動産に関する所有権が紐づくトークンを移転させたとしても、当該不動産に関する所有権移転登記を具備しない限り、第三者に対して所有権の移転を対抗できない状態が続くことになる。たとえば、当該不動産の譲渡を受けたと主張する第三者が先に所有権移転登記を具備すれば、当該第三者が確定的に所有権を取得し、第三者に先んじてトークンを購入した者は、当該トークンを保有していたとしても、当該不動産の所有権を失うリスクがある。

トークンの移転に比べて、所有権移転登記は、はるかに時間とコストを要する手続である。不動産の所有権者たるトークン保有者が、トークン購入者以外の者にも不動産を譲渡（いわゆる二重譲渡）し、その譲受人が先に所有権移転登記を具備するリスクを抑止できない場合、そのような事態を防止するために、トークンの移転の都度、トークン購入者にて所有権移転登記を具備するほかなくなる。しかし、トークンの取引頻度等にもよるが、前述した時間とコストを考えると、この方法は現実的ではない場合が多いと考えられる。

(2) 動産に関する所有権の移転に係る第三者対抗要件

動産に関する所有権の譲渡は、その動産の引渡しが必要であれば、第三者に対抗することができない（民法第 178 条）²⁹。

このため、動産に関する所有権が紐づくトークンを移転させたとしても、当該動産の引渡しを受けなければ、第三者に対して所有権の移転を対抗できない状態が続くことになる。たとえば、当該動産の譲渡を受けたと主張する第三者が先に当該動産の引渡しを受ければ、当該第三者が確定的に所有権を取得し、第三者に先んじてトークンを購入した者は、当該トークンを保有していたとしても、当該動産の所有権を失うリスクがある。

「引渡し」には、動産を譲渡人から譲受人に物理的に移転させる「現実の引渡し」と、その例

²⁹ 民法の例外として、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」第 3 条第 1 項において、動産譲渡登記ファイルへの譲渡の登記をもって、引渡しが必要とみなす制度が存在する。同制度は企業の資金調達のために制定された制度であり、法人が行う動産の譲渡に限って適用が認められている。従って、個人も含むトークンホルダー間のトークン譲渡には通常は馴染まないと思われることから、本ガイドラインでは検討を省略する。また、自動車や船舶などは特別の法律により、登録を受けなければ、所有権の得喪を第三者に対抗することができないとされている。このような動産についても、本ガイドラインでは検討を省略する。

外となる「観念的な引渡し」があるが、このうち現実の引渡しは、トークンの移転に比べてはるかに時間とコストを要するため、都度現実の引渡しを伴うとすれば、トークンを取引することのメリットが失われてしまう。このため、トークンの移転のたびに現実の引渡しを実行する方法は現実的ではない。

他方、観念的な引渡しについては、現実的になり得る可能性があり、3(2)で後述する。

(3) 債権の譲渡に係る第三者対抗要件

前述の通り、債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない（民法第467条第1項）³⁰。また、当該通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（同条第2項）。

このため、債権が紐づくトークンを移転させたとしても、トークンの元保有者の債務者に対する通知、又は債務者による（元保有者又は新保有者への）承諾が確定日付のある証書によって行われな限り、第三者に対して債権譲渡を対抗できない状態が続くことになる。この場合、上記2(1)と同様、第三者が先に債権譲渡の対抗要件を具備し、トークンの新保有者が当該債権を失うリスクがある。

この「確定日付のある証書」に該当するものは、民法施行法第5条第1項各号に限定列挙されているが、公正証書（第1号）、内容証明郵便（第6号）などトークン取引との親和性が低いものに限られている。このため、後述する産業競争力強化法に基づく特例を活用する等の手段は考えられるものの、トークンの移転のたびに確定日付のある証書を取得する方法は現実的ではない場合が多いと考えられる。

3. トークンの移転を現実資産等の移転とする安定的な方法の検討

前述2.の通り、現実資産等をトークンに紐づけたとしても、第三者対抗要件を具備する形でその移転をトークンの移転と連動させることには難点がある。安定的に取引を行う現実的な方法について、以下で現実資産等の種類ごとに検討する³¹。

³⁰ 民法の例外として、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」第4条第1項において、債権譲渡登記ファイルへの譲渡の登記をもって、確定日付のある証書による通知がなされたものとみなす制度が存在する。同制度は、法人が債権流動化により資金調達を行う目的のために制定された制度であり、直前の脚注と同様の理由により、本ガイドラインでは検討を省略する。

³¹ 事業としては、コストやリスクを勘案し、あえて第三者対抗要件を具備しないことも考えられるが、本ガイドラインではあくまで第三者対抗要件を具備したうえで、現実資産等が紐づくトークンを活用する事業を行うことを基本的な前提とする。ただし、後述する前払式支払手段にあたる形でトークンを組成・発行する方法は、トークンの保有者と債権の行使者を一致させることが容易である特性を踏まえ、第三者対抗要件を具備しない前提で検討している。

(1) 不動産

不動産については、前述の通り、所有権移転登記の具備を前提とする仕組みは現実的ではない。それ以外の方法としては、以下の手段が考えられる。

① 受益証券発行信託

不動産を直接保有せず、信託財産とし、その受益権を移転する方法が考えられる。この場合、移転される現実資産の法的構成は、受益証券発行信託（の証券不発行型）と信託受益権に大別されるが、いずれも金融商品取引法上の有価証券に該当し、これらがトークンに表示されたものは同法等に規定する電子記録移転有価証券表示権利等に該当する。この場合、トークンの譲渡により意図するのは、不動産の所有権自体の譲渡ではなくあくまで受益権の譲渡であり、その実現にあたり、所有権移転登記の具備は不要となる。そして、実務的には受益証券発行信託（の証券不発行型）の形式で信託を設定したうえで、ブロックチェーンへの書き込みをもって信託原簿への書き込み（信託法第 195 条第 1 項・第 2 項）がなされたものと整理できるように信託契約を定めておくことにより、受益権譲渡の対抗要件を備えるスキームが取られるのが一般的である。ただし、当該受益権は前述の通り、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するため、第 1 章 1.(2)において前提として述べた通り、本ガイドラインの検討対象外となる。

② 利用権

不動産を利用する権利（典型的には宿泊する権利）をトークンに紐づけるという方法が考えられる。このような権利は、民法上は債権に該当し、また、①と異なり基本的には金融商品取引法上の有価証券には該当しないと考えられる。この場合、第三者対抗要件として所有権移転登記を具備するというプロセスは回避できるものの、後述する「債権」としての第三者対抗要件の具備が必要となる。

前述の通り、「NOT A HOTEL」の事例では、利用規約上、「MEMBERSHIP」NFT は、宿泊施設の利用権に関する会員権を表章するとされている。

(2) 動産

動産に関する所有権の移転について第三者対抗要件を具備するためには「引渡し」を要するところ、前述の通り、引渡しには大きく分けて「現実の引渡し」と「観念的な引渡し」がある。このうち、トークンの移転の都度、動産の「現実の引渡し」を行うことは現実的に困難である。他方で、「観念的な引渡し」は、検討の余地がある。

観念的な引渡しには、「簡易の引渡し」（民法第 182 条第 2 項）、「占有改定」（民法第 183 条）及び「指図による占有移転」（民法第 184 条）が存在する。

このうち、「簡易の引渡し」は、譲受人が既に動産を保有している時に取り得る選択肢で、「占

有改定」は、譲渡人が動産を保有しながら譲受人のために預かる形態³²である。トークンの移転に合わせて動産の移転を発生させることを想定する場合、これらの方法よりも、以下に述べるように第三者が動産を管理することが前提となる「指図による占有移転」が現実的と考えられるため、本ガイドラインでは「指図による占有移転」を取り上げる³³。

「指図による占有移転」とは、たとえば、動産の譲渡人が第三者に当該動産の管理を委ねるなどして、当該第三者が占有を継続する場合に、譲渡人が、当該第三者に対して、以後譲受人のために占有すべき旨を命じ、譲受人がこれを承諾することをいう。

トークンの移転を現実資産に関する権利の移転とみなすための要件の整理という観点では、トークンが移転する都度、旧トークン保有者から当該動産の管理者に対して、以後新たなトークン保有者のために占有すべき旨を命じ（①譲渡人による命令と②管理者の命令認知）、係る命令発出を譲受人が承諾している（③譲受人の承諾）という3点を達成できる仕組みを備えることができれば、「指図による占有移転」が行われることになる。これにより、現実の引渡しをすることなく、所有権の第三者対抗要件を具備することが可能になると考えられる³⁴。

具体的な方法として、たとえば、動産に関する所有権が紐づくトークンを発行・流通するサービスにおいて、トークンの一次販売の当事者のみならず、動産の管理者も当該サービスの利用規約の当事者となる場合³⁵を想定する。そして、当該規約の中で、「旧トークン保有者によりトークンが移転された場合には、旧トークン保有者が動産の管理者に対し以後新たなトークン保有者のために占有すべき旨を命じたこととみなし、また、新たなトークン保有者はその旨を承諾したものとみなす」旨を定めることで、トークンの移転と所有権の移転を一致させることができると考えられる³⁶

³² 一定の場合には選択肢となり得るが、本ガイドラインではより汎用的に利用し得る「指図による占有移転」を取り上げる。

³³ ただし、トークンの発行者自身が動産を占有管理する（第三者に動産の管理を委ねない）前提である場合には、当初のトークン販売においては、動産の占有者自身がトークンを譲渡し、以後トークン購入者のために占有する格好となるため、占有改定により引渡しが行われているものとして整理することとなる。この場合も、二次流通の局面においては、トークン保有者（所有権者）からみて第三者である発行者が動産を占有していることとなるため、トークン取引に伴う動産の引渡しは、本文で述べた指図による占有移転の方法で実現されることとなる。

³⁴ なお、動産が個性のない種類物である場合には、前提として、トークンと対応する個別の動産がどの動産であるかが特定されている必要がある。

³⁵ 上記の整理は、トークン発行者と動産管理者が同一である場合にも当てはまる。

³⁶ 全当事者が利用規約に同意している一次流通の場合や、運営側サービス上で利用規約に同意した当事者のみが二次流通を行うような場合、上記の整理が問題なく妥当すると考えられる。他方、パブリック型ブロックチェーンを用いるなどして、トークンがサービス外でも流通し得る場合、明示的には利用規約に同意していないトークン取引者が存在し得る。この点、考え方としては、動産が紐づくトークンであるという性質上、トークンの移転に伴い所有権を移転させることはトークン取引者の意図とも通常合致し、よって、パブリック型ブロックチェーン上で取引する当事者も指図による占有移転の方法に黙示的に同意している、という解釈がありうる。さらに、このような黙示同意の構成が使えない場合でも、トークンが転々流通し、最終的なトークン保有者が権利行使（動産の引渡請求等）のために意思表示をした場合には、最終保有者において利用規約への「承諾」が存在することは明らかと言える。このような場合、流通過程においては承諾が必ずしも連続しな

37。

また、動産の管理者がサービス利用規約の当事者でない（規約への同意を得ない）場合であっても、トークンの移転を都度検知し、動産の管理者に対し、以後新たなトークン保有者のために占有すべき旨を命じる内容の通知を自動的に行う仕組みを備える方法をとれば、上記と同様の整理が可能になると考えられる³⁸。

なお、このほか動産に関しては、前述の Sake World NFT の例のように、動産の引渡請求権、すなわち債権を現実資産等としてトークン化することも考えられる³⁹。この場合、動産の所有権譲渡に関する第三者対抗要件具備は問題とならず、その代わり次の(3)で述べるように、債権譲渡の局面として検討する必要がある。

(3) 債権

債権の譲渡について第三者対抗要件を具備するために必要な確定日付のある証書による通知又は承諾に代わる手段として、以下のような方法が検討可能と考える。

① 産業競争力強化法の特例の活用

産業競争力強化法第 11 条の 2 第 1 項に基づき、認定を受けた情報システムを利用して債権譲渡通知等を行った場合、当該債権譲渡通知等は、民法第 467 条第 2 項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなされる特例がある。

上記特例は、時間やコストがかかる確定日付のある証書の取得の代替手段となり得るものであるが、本ガイドライン策定の時点で認定された事業は以下の 3 つとなっている。

いこととはなるが、最終的には動産の引渡しは実現されることとなるので、少なくとも平時の取引においては特段の問題が生じないと考えられる。

³⁷ 管理者の命令の認識に関し、動産の管理者が誰のために動産を占有しているか明確には認識していないのではないが、そのような場合に管理者に命令があったと考えて良いのか、が論点となる。この点、一般的なブロックチェーンシステムでは、動産管理者は、少なくともトークン移転があったこと自体はトランザクションの内容からいつでも確認・認識可能である。より正確には、動産の管理者は現トークン保有者のブロックチェーンアドレスを知り得るにとどまるが、最終的に動産を引き渡す局面では、当該アドレスの保有者であることが何らかの方法により明確に証明されさえすれば動産を引き渡して差し支えないため、この点の証明方法が規約上明確化されているのであれば、トークン移転の時点においては、動産の管理者からみた所有権者はさしあたり、アドレスにより特定されていれば十分といえる。このように考えれば、管理者が命令を認識していると考えても差し支えないものと思われる。

³⁸ この場合も、管理者はアドレスを知るに留まることが通例と考えられるが、上記脚注と同様、「指図による占有移転」があると考えることに特段の差支えは無いものと思われる。

³⁹ 動産の保管を伴う場合には倉庫業法が論点となり得るところ、この点は、動産の引渡請求権をトークン化する場合であっても同様である。この点、前述した Sake World NFT の事例では、倉庫業法の解釈により倉庫業該当性を否定しているようであるが、同様の整理が妥当するかどうかはケースバイケースでの検討を要する。

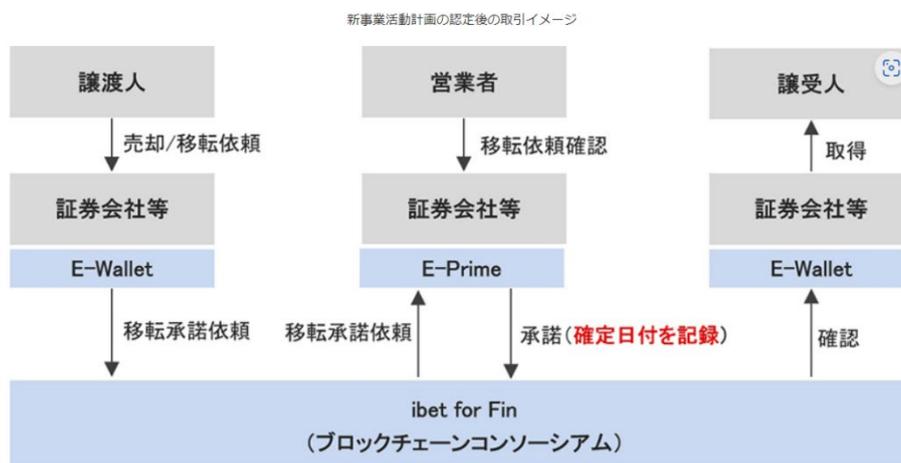
図表 5：債権譲渡通知等に係る特例の事例

認定新事業活動実施者の氏名、商号又は名称	計画認定日	通知等の手段	認定新事業活動計画の概要
ブロックチェーン技術を活用した情報システムによる債権譲渡の通知等に関する事業 【申請事業者】株式会社 BOOSTRY	令和 6 年 10 月 11 日	システム上の通知等	公表文 (PDF)
ブロックチェーン技術を活用した情報システムによる債権譲渡の通知等に関する事業 【申請事業者】オーナーシップ株式会社	令和 5 年 8 月 1 日	システム上の通知等	公表文 (PDF)
SMS を活用した債権譲渡の通知等に関する事業 【申請事業者】株式会社リンクス	令和 4 年 4 月 27 日	SMS (ショート・メッセージ・サービス)	公表文 (PDF)

出典：経済産業省「債権譲渡の通知等に関する特例に係る新事業活動計画の認定」⁴⁰（2024 年 10 月時点）

上記 3 つのうち、直近の 2 事例については、対象となる債権を裏付けとするトークンは、本ガイドラインの対象外であるセキュリティトークンに該当する。このため、本ガイドラインの対象となるトークンに紐づく債権の譲渡について上記特例を活用している事例は一つとなっている。

図表 6：株式会社 BOOSTRY が認定を受けた債権譲渡通知等のスキーム



出典：株式会社 BOOSTRY プレスリリース

(<https://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/etc/20221014/bstr20221014.pdf>)

② トークンを前払式支払手段にあたる形で組成・発行する方法

トークンの移転と権利の譲渡とを当然に一致させる方法としては、権利の内容自体をそのよ

⁴⁰ https://www.meti.go.jp/policy/jigyoku_saisei/kyousooryoku_kyouka/shinijigyo-kaitakuseidosuishin/saikenjoto.html

うな条件付きのものとするとも考えられる。言い換えると、トークンに紐づく債権を、トークンを提示した場合にはじめて特定の商品やサービスとの引換が可能となる仕組みとしてあらかじめ設定するという考え方である。

この場合、トークンの移転を伴わずに権利（債権）の譲渡だけを受けても、当該権利の行使条件であるトークンの提示ができないため、権利を行使できない。したがって、トークンの移転と権利の譲渡は事実上、当然に紐づくこととなる。

他方で、トークンの移転だけでは債権譲渡の第三者対抗要件が具備されないことは前述のとおりであるが、少なくとも、平時の取引においては、上記の通り、特段の問題は生じないと思われる^{41 42 43}。

ところで、発行者自身に提示して商品やサービスの提供を受けられるものは資金決済法上の自家型前払式支払手段に該当する可能性がある。仮に、前払式発行手段に該当する場合、同法上の基準日未使用残高が一定の金額に達したときには、届出義務その他各種の行為規制に服することとなる点にも留意が必要である。

前述の通り、「NOT A HOTEL」の事例では、「利用権」という形で不動産に関する所有権の移転登記を不要としたが、「債権」としての第三者対抗要件の具備が必要になるところ、NAH社は、「MEMBERSHIP」NFTを自家型前払式支払手段として整理のうえ、資金決済法に基づく前払式支払手段発行者（自家型）として当局に届け出ている。

⁴¹ なお、平時には第三者対抗要件の論点を無視しうとしても、倒産処理の局面では問題が生じ得る。破産管財人は、債務者に代わって破産財団を管理する立場であるが、債権譲渡に関しては第三者に該当する。第三者対抗要件が具備されていないことにより、たとえば、①トークン保有者が破産し、その破産管財人が、トークンに紐づく債権は破産財団に属すると主張する可能性があり、また、②債務者が破産し、トークンの譲渡を受けた現トークン保有者が債権を届け出たが、破産管財人が債権を認めない可能性がある。こうした点は、トークンに由来する問題ではなく、前払式支払手段自体の問題である。これらのリスクが裁判等で大きな問題となったことはないようであるが、一定のリスクがありうることは留意が必要である。

⁴² 倒産に関連する別途の議論として、トークン化された債権についてその債務者が破産した場合、トークン保有者が有する権利は破産債権となるという点にも留意が必要である。例えば、動産をトークン化する際に、動産の所有権ではなく、動産の引渡請求権（すなわち債権）をトークン化することが考えられるが、この場合には所有権のトークン化と異なり、トークン保有者はトークン発行体の倒産リスクを負うこととなる。

⁴³ トークン保有者に対して事業者が引換えに応じた場合、仮に当該トークン保有者が真の権利者でなかったとしても事業者は免責される旨を利用規約等において定める余地はあるとも考えられる。ただし、銀行預金の払戻しに関する最判平成15年4月8日民集57巻4号337頁は、受領権限者としての外観を有する者に対する弁済について善意無過失を要件とする民法第478条の強行法規性を認めているようにも思われるところ、同判例の射程が預金債権を超え、本ガイドラインの対象となるRWAトークン保有者への現実資産等の引渡請求権にまで及ぶのかは不明であるため、注意を要する。また、そのような利用規約等の定めが、民法第478条が定める場合と比較して真の権利者が弁済を受けられる可能性を減じる点については、消費者契約法第10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）への抵触可能性が論点となり得る点にも留意が必要と思われる。

図表 7：第三者対抗要件の具備方法に係る検討に関するまとめ

	移転/譲渡	第三者対抗要件	検討の方向性
不動産	当事者の意思表示	所有権移転登記	<ul style="list-style-type: none"> • 信託（セキュリティトークン） • 利用権（債権化）
動産	当事者の意思表示	引渡し	<ul style="list-style-type: none"> • 観念的な引渡し • 引渡請求権（債権化）
債権	当事者の意思表示	確定日付のある証書による通知又は 債務者の承諾	<ul style="list-style-type: none"> • 産業競争力強化法の特例制度 • 前払式支払手段

第3章 現実資産等が紐づくトークンの会計処理の検討と権利義務関係に関する論点整理

前述の通り、RWAトークンを利活用することで、現実資産等の分割（小口化）やクロスボーダーを含む移転（流通）が容易になり、これまでにない新しい商品やサービス及び新たなビジネス機会の創出につながると考えられる。

こうしたRWAトークンを利活用するビジネスを行う場合、事業者によるトークンの発行や保有（以下「発行等」という。）は不可避となること、事業者による大規模な事業化への障壁の一つとして、取り扱うRWAトークンに係る権利義務関係が明確でないこと等が事業者による適正な財務諸表の作成を難しくし、結果として会計監査を受けることが困難になるとの指摘がある。

本ガイドラインでは、事業者による発行等時のRWAトークンの会計処理の検討において、特に課題となりやすい権利義務関係を中心に、業界横断的に解決すべき課題及び論点を整理するとともに、解決に向けた検討を進める。

また、RWAトークンの権利義務関係の整理にあたっては、トークンに紐づく現実資産等の法的な位置づけや権利及び義務等に係る検討の関連で、現実資産等とトークンが発行時だけでなく移転後の保有時においても法的に継続して紐づけられることを確保する必要がある。本章では、前章における検討も踏まえ、移転後の保有時においてもトークンに現実資産等が継続的に紐づけられることを前提とする。

なお、本ガイドラインは、会計処理に関する本協会の見解を示すものであるが、その妥当性について保証するものではない。

1. 現実資産等が紐づくトークンに係る会計・開示上の課題

日本公認会計士協会から公表された業種別委員会研究資料第2号「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」⁴⁴（以下「Web3.0 研究資料」という。）では、会計処理の検討の前提となる「取引自体の法的有効性及び発行者及び保有者との間の権利及び義務の特定が難しい」ことが、会計処理の判断が困難となる要因であることが指摘されている⁴⁵。

現行法上、発行しただけのトークンは、「物」すなわち有体物ではなく無体物であり所有権等の「物権」は認められないと解釈され、また、発行行為のみで当然に「債権」を表章するわけでもない。このため、企業により発行等されるトークンについて、企業側が行った会計処理に対する検討にあたっては、トークンがどのような権利義務関係を表章しているのかを、トークンの発行等に係る取引や契約等も踏まえて個別具体的に分析する必要がある⁴⁶。当該関係が明確でない場合、企業にと

⁴⁴ 日本公認会計士協会 HP : https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231120aef.html

⁴⁵ 同資料では、監査の受嘱を困難にする事由として、権利義務関係だけではなく、事業者のガバナンスや内部管理体制についても触れられているが、この点は本ガイドラインの検討対象外であり、詳細に取り上げることはしない。

⁴⁶ トークン自体に所有権等が認められないため、トークンに紐づく現実資産等の法的性質や移転の効力をそのまま表すことができるが、トークン自体が現実資産等になった場合は異なる議論が必要になる可能性がある。ただし、本ガイドラインではこの論点については取り上げない。

っても、また会計監査を行う監査法人にとっても、トークンに係る会計処理の検討の難易度が上がり、結果として監査引受けが困難になったり、監査に要する時間及び費用の増加につながりやすくなったりすることが想定される。

ただ、Web3.0 研究資料は、必ずしも現実資産等と紐づくトークンのみを対象としているわけではなく、現実資産等と紐づいていないトークンも広く対象としている。そのため、同資料においては「私法上の位置づけが明確でない」という課題も指摘されているが、実際には私法上の位置づけが相当程度明確になっているといえる RWA トークンも存在しているため、当該課題は、RWA トークン全般に当てはまるとはいえない。

たとえば、前述の事例では、「Sake World NFT」の「酒チケット」NFT は動産である酒類の引渡請求権を表章し、「NOT A HOTEL」の「MEMBERSHIP」NFT は不動産の利用権を表章しているが、こうした点は、各サービスの利用規約等を個別具体的に検討することで読み解くことができる。

本ガイドラインでは、RWA トークンを利活用する事業者に対する財務諸表の作成や会計監査を巡る課題のうち、Web3.0 研究資料を参考にしつつ、RWA トークンの特徴を踏まえながら、現実資産等が紐づくトークンの権利義務関係に関する課題について整理する。

なお、課題整理の対象となる権利義務関係は、「発行者と保有者」間の関係とし、主として発行者側の観点から検討を進める。

(1) 特定の会計基準の開発状況

事業者（経営者）が RWA トークンに係る会計処理の検討を行うにあたって、特定の会計基準が適用される場合、当該基準に基づいて検討を進めることになる。このため、まずは、取り扱う RWA トークンに適用される会計基準の有無について確認する必要がある。

現実資産等が紐づくトークンに係る会計基準については、下記図表 8 のようにトークンの種類及び発行・保有の別に基づいて会計基準が定められている。

図表 8：トークンの法律上の定義及び類型並びに会計基準の開発状況

一般的な名称	根拠法	法律上の名称	会計基準の定め	
			保有者	発行者
セキュリティトークン	金融商品取引業等に関する内閣府令	電子記録移転有価証券表示権利等	実務対応報告第 43 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」 ⁴⁷	
ステーブルコイン	資金決済に関する法律	電子決済手段	実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」 ⁴⁸	
暗号資産		暗号資産	他者発行：実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」 ⁴⁹	該当なし
			自己発行：該当なし	
NFT	なし	なし	該当なし	

出典：Web3.0 研究資料を基に本協会が作成（2024 年 10 月時点）

上記の通り、国内の現実資産等が紐づくトークンに係る会計基準は、本ガイドラインの分類と同じように法律上の定義がある 3 種類のトークンと、それら以外のトークンのうち代表的なものである NFT に分類されている。また、会計基準が（一部）整備されていないトークンの種類も、本ガイドラインの取扱い対象と同じ「暗号資産」と「NFT」の領域となっている。

会計基準が整備されていない領域については、会計監査等において、個別の事例ごとに既存の会計基準に当てはめて、企業が作成した財務諸表に係る会計処理等に対する検討を行うことになる。

この観点では、本ガイドラインの対象となる RWA トークンは、暗号資産及び NFT であり、会計基準が一部を除き整備されていない状況となっていることが分かる。このため、取引自体の法的有効性や発行者及び保有者との間の権利及び義務の特定が難しいといった事態が発生しやすく、結果として適正な財務諸表の作成や監査受嘱が難しくなるなどして、会計面がビジネス推進上のハードルとなるケースが増えているという課題につながっている。

(2) 権利義務関係の明確化に必要な情報

会計基準が十分整備されていない暗号資産及び NFT の領域において、「**取引自体の法的有効性や発行者及び保有者との間の権利及び義務の特定が難しい**」という課題に対して、まずは、権利義務関係の特定に必要な情報について整理する。

⁴⁷ https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/denshikirokuiten20220826_02.pdf

⁴⁸ https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/denshikessai20231117_02.pdf

⁴⁹ https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/20180314_02-1.pdf

Web3.0 研究資料では、事業者（経営者）が、会計処理の適切性を裏付ける情報の収集を、法律専門家や会計専門家等の利用も考慮して実施し、収集した情報に基づく適切な会計処理を判断できる体制を整備していることが重要であるとし、具体的に考慮すべき事項を例示している⁵⁰。

Web3.0 研究資料において挙げられた課題・論点を参考に、当該考慮すべき事項のうち、主として本ガイドラインが取り扱う RWA トークンに関連する明確にされるべき権利及び義務に係る事項は以下の通りであると考える。

- **権利及び義務**：発行者、一次購入者、二次流通以降の購入者・売却者、取引プラットフォーム、現実資産等の管理者等が負っている権利及び義務
- **提供される財又はサービス**：RWA トークン発行者が提供する財又はサービス等の内容や提供期間及び提供する財又はサービス等と発行者が獲得する対価との対応関係並びに発行者が保有者に財又はサービス等を提供できない場合のペナルティー等の義務
- **トークンに係る法的位置づけ等**：私法上の位置づけ、トークンの暗号資産該当性、トークンの性質、自己発行トークンの場合はその資産性、及び権利の行使又は義務の履行にあたって適用される法令等
- その他、保有者に利益若しくは不利益を与えられられる契約

(3) 利用規約

RWA トークンの会計処理を検討するにあたっては、前述の通り、トークンの発行者と保有者との間での権利及び義務を特定する必要がある。Web3.0 研究資料は、こうした権利及び義務の特定にあたり「ホワイトペーパー、発行者と保有者の契約書、トークン**利用規約**等」に注目する⁵¹。

上記で示されている文書のうち、契約書は非公開であり、公表されるものとしてはホワイトペーパーと利用規約がある⁵²。このうち、ホワイトペーパーについては、法的位置づけが明確でないことが多く、記載内容の正確性を担保する仕組みや一般的に購入者等が内容を理解したことを承諾するプロセスもないため、Web3.0 研究資料では、その「法的有効性の解釈や記載内容等に

⁵⁰ 暗号資産、電子記録移転有価証券表示権利等、米国における連邦証券法上の証券への該当性を含む金融規制上の位置づけや私法上の位置づけ、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等への利用を防止する態勢整備や、その他賭博規制や知的財産権への抵触等の法令違反に該当するリスクを適切に評価する体制が構築できているか、実際に法令を遵守しているか、また自己発行トークンを広く販売している場合やプラットフォームを提供している場合等の利用者等保護についても確認することが重要と考えられる

⁵¹ 他方、トークンの発行における権利及び義務を特定するために、ホワイトペーパーを含む複数の契約（口頭や慣習を含む。）を識別したとしても、様々な免責事項を記載する事例があり、権利及び義務を特定することが難しいという問題があるとも指摘されている。

⁵² 「監査」において、契約書は有益な情報源であるが、本ガイドラインは「業界横断的に解決すべき課題及び論点を整理するとともに、解決に向けた検討を進める」ことを目的としていることから、公開情報となる利用規約に焦点を当てている。

基づいて民法上の権利義務関係を整理することが難しい」と評価されている⁵³。

他方、利用規約については、RWAトークンの権利義務関係の整理及び課題の解決に向けた検討にあたって、発行者、一次購入者、二次流通以降の購入者・売却者、取引プラットフォーム、現実資産等の管理者等多岐にわたる関係者の権利義務関係に言及することが可能であり、かつ、公開文書であることが指摘できる。利用規約の提示及びこれに対する同意により契約関係を形成できるという点でも、法的位置づけや権利義務発生のプロセスは明確である。

こうした諸点を勘案し、本ガイドラインでは、主として利用規約について取り上げることとする。なお、セキュリティトークンではないRWAトークンに関しては、金融商品取引法に基づく開示のような、法令に基づく情報の開示は基本的に行われていない点も指摘できる。この点からも、利用規約が権利義務関係を理解するうえで果たす役割がより大きいといえる。

本ガイドラインでは、参考として、上記(2)において提示した項目を基に、RWAトークンの権利義務関係を明確にするという観点から、一定のユースケースを前提とする利用規約に盛り込むべき事項を示した利用規約のひな形を巻末に別添とし添付した。

2. トークンの種類別の留意事項

トークンに紐づく現実資産等の種類と権利義務が同一であれば、当該トークンに適用される法令が変わっても、トークンの経済的実態は変わらない。しかしながら、適用される法令が異なると、同一の経済的実態であっても、それぞれの法令によって求められる開示情報の質や量、RWAトークンを利活用する発行者や保有者たる事業者の内部管理体制、及び当該トークンの評価等の会計処理は変わりうる。

本ガイドラインでは、RWAトークンを利活用する事業者において適正な財務諸表の作成や監査受嘱が困難となっているという課題を背景に、主としてトークンに係る権利義務関係の明確化に向けた論点整理を行っているが、前述の通り、トークンに適用される法令の種類により、会計処理の検討は影響を受ける。このため、トークンの種類ごとに留意すべき事項を以下に取りまとめた。

(1) 適用される法規制の検討

RWAトークンを含むWeb3.0ビジネスのような新しいビジネス領域においては、取引の経済合理性の理解、会計処理を実施するための前提となる発行者及び保有者との間の権利及び義務の特定並びに会計処理の判断に困難性を伴うことに加え、ビジネス自体を規制する関連法令等が明確でないケースが多い。このため、現実資産等が紐づくトークンの会計処理を検討す

⁵³ 本協会及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会「暗号資産の会計処理検討にあたり考慮すべき事項」もホワイトペーパーは情報の非対称性を解消するための慣行的ツールとして位置づけられていると指摘している。

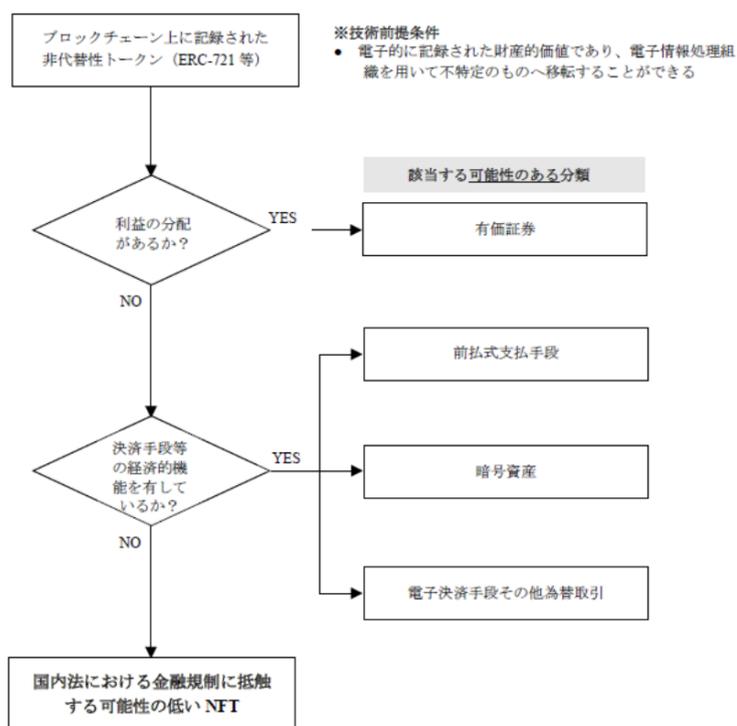
るうえで、当該トークンに適用される法規制を明らかにすることも重要となる。

たとえば、トークンが暗号資産に該当する場合、暗号資産に関する我が国の会計上の取扱い（前述の通り、実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」）に定められている。そのほか、暗号資産交換業者を通じて販売する場合は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「JVCEA」という。）の自主規制規則が適用される等、会計処理の検討にあたって収集できる公開情報の範囲が NFT の場合と大きく異なる。

トークンに適用される法規制の検討にあたっては、本協会より公表した「NFT ビジネスに関するガイドライン 第 3 版」⁵⁴（以下「NFT ガイドライン」という。）中の適用される法規制に係る検討フローチャート（下記図表 9 参照）が参考となり得る。

図表 9：法規制に係る検討フローチャート

（図1）法規制に係る検討フローチャート



出典：NFT ガイドライン

同フローチャートは、まず金融規制の適否を検討するためのものである。具体的には、利益分配の有無により金融商品取引法に規定する有価証券への該当性を検討し、次に決済手段等

⁵⁴ 本協会 https://cryptocurrency-association.org/cms2017/wp-content/uploads/2024/08/JCBA_NFTguideline_v3.pdf

の経済的機能に着目し、資金決済法に規定する前払式支払手段、電子決済手段及び暗号資産への該当性を検討する。

さらに、NFT ガイドラインでは、金融関連規制以外にも、賭博罪や不当景品類及び不当表示防止法の適用可能性があると指摘している。そのほか、以下のような法規制の適用可能性も検討する必要があると考えられる⁵⁵。

- 預託法
- 倉庫業法
- 古物営業法
- 酒類販売業

(2) 暗号資産に該当する RWA トークンに係る留意事項

前述の通り、他社発行暗号資産の保有者の会計処理及び開示については、実務対応報告第 38 号に定められている。しかし、自己発行暗号資産の保有及び暗号資産の発行については、会計基準等の定めが明らかでなく、経済的事態等に応じて既存の会計基準等を参考に、企業が会計処理を決定することになる。

このうち、自己発行暗号資産を発行時から保有する場合⁵⁶については、企業会計基準委員会の「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」⁵⁷（以下「論点整理」という。）において、会計処理の対象としない考え方が示されている。

また、暗号資産を資金決済法に規定する暗号資産交換業者を通じて販売する場合、暗号資産交換業者の自主規制機関である JVCEA が定める「新規暗号資産の販売に関する規則」が、JVCEA 会員が暗号資産の販売を行う場合に遵守すべき事項として、情報開示、調達資金の適切な管理、履行状況のモニタリング等を挙げており、これらの活動やその過程で作成された記録は監査人にとっても有用と考えられる。

このように、発行するトークンが暗号資産に該当する場合、発行時の情報は、後述する NFT と比較して、一定程度以上の情報開示が確保されている。

Web3.0 研究資料でも、「監査人は、発行者の義務を特定し会計処理を行う経営者からの説明に対して、識別された義務が、ホワイトペーパーや法律専門家による見解書などによって裏付けられることや、識別された権利及び義務に基づく会計判断が適切であることを検討する」とされてい

⁵⁵ 当協会「RWA トークンを発行する上での主要な規制にかかる考え方」（2024 年 4 月 4 日）参照。事業者の観点からは、適用可能性のある法令を網羅的に確認する必要があるものの、監査受嘱の困難さという観点では必ずしも重要ではないと考えられる法規制もあり得る。

⁵⁶ たとえば、ICO トークンの自己割当などが考えられる。

⁵⁷ 企業会計基準委員会（https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/crypto-assets2022_02.pdf）

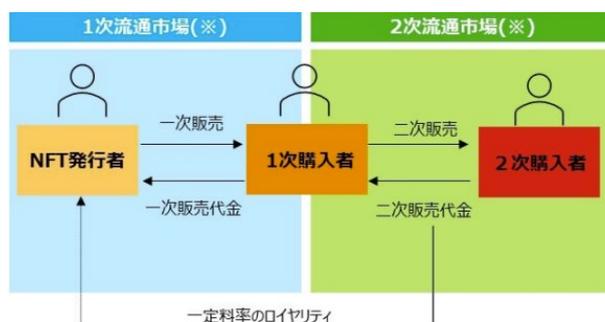
る。このため、暗号資産を発行等する場合の**利用規約**についても、こうした法規制等を参考に作成することが考えられる。ただし、上記はいずれも現実資産等が紐づく暗号資産を強く念頭に置いた考え方ではなく、権利義務関係が相当程度明確で、現実資産等を基に価格評価が可能な暗号資産型 RWA トークンには必ずしも当てはまらない論点もあり得る。たとえば、論点整理において言及されている、トークン発行者が何らの義務も負担していないケースは、RWA トークンでは一般的に想定されない。

(3) NFT に該当する RWA トークンに係る留意事項

NFT の場合、個別性が強く「設計が非常に多様⁵⁸」（Web3.0 研究資料）であり、NFT がどのような権利を表章しているかはトークンごとに異なる。このため、会計処理の検討にあたっては、多くの情報が必要となる。

また、NFT は二次流通市場が多数存在しており、中には二次流通市場における売買について、売買代金の一定割合をいわゆるロイヤリティとして発行者が受け取るスキームとなっているものもある。（下記図表 10 参照）

図表 10：一般的な NFT の流通事例



※ 1次販売は、NFTの発行者が自社で構築した販売サイトで行い2次流通はOpenSea等の国内外の著名な外部マーケットプレイスで行われるケースや、1次販売・2次販売ともに外部マーケットプレイスで行われるケース等がある。

出典：Web3.0 研究資料

本ガイドラインでは、以下のように一次販売及びロイヤリティの受領の場面を中心に、NFT の特性を踏まえつつ、権利義務関係の整理における利用規約の位置づけについて取り上げる。

① NFT に該当する RWA トークンの一次販売

事業者が、現実資産等が紐づく NFT を発行し、一次販売する場合、当該 NFT が暗号資

⁵⁸ 利用事例には、施設の利用権等をトークンとして表章する等本ガイドラインの対象である現実資産等が紐づくものもあるが、イベントの参加権、デジタルアートの閲覧権、メタバースと呼ばれる仮想空間上に構築された土地を利用する権利等、本ガイドラインの対象外である財産権やそもそも財産権ではないものを表章する事例も多い。

産や電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないトークンであることを前提とすると、「会計処理の検討に当たっては、まず当該取引が収益認識会計基準に従って処理される事例が多い」（Web3.0 研究資料）と考えられる。

NFT に該当する RWA トークン（以下「NFT 型 RWA トークン」という。）の一次販売の会計処理に収益認識会計基準が適用される場合、設計が非常に多様であるという NFT の特性上、「**履行義務の識別が課題**」（Web3.0 研究資料）になるとされている。

このため、「NFT 販売に当たり発行者と保有者の間でどのような権利義務関係があるのか不明瞭な場合は、収益認識会計基準に照らした履行義務の識別が困難となる」（Web3.0 研究資料）とされている。

他方で、NFT 型 RWA トークンの場合、トークン発行者が何らの義務も負担していないケースは一般的に想定されず、トークンの保有者がどのような権利を持つかは相当程度明確になっていると考えられる。つまり、NFT 型 RWA トークンの場合、権利義務関係を明確に**利用規約**に記述にすることにより、履行義務の識別が困難となる事態を回避しやすくなると考えられる。

② ロイヤリティに係る会計処理

前述の NFT の二次流通市場におけるロイヤリティについて、Web3.0 研究資料は、「ロイヤリティの会計上の整理をするに当たっては、当該ロイヤリティが発行者のどのような財又はサービスの提供に基づいた対価なのか、誰から受領するものか（第三者間の売買における販売者から受領するものか、購入者から受領するものか）を明確にする必要がある」としている。

収益認識会計基準第 127 項では、顧客との契約には、契約で明示される財又はサービスに限らず、取引慣行、公表した方針等により含意されている約束が含まれる可能性があるとされている。**利用規約**はこうした約束に該当すると考えられる。

また、第三者間の売買に直接関与しない発行者が受領するロイヤリティがどのような財又はサービスの提供に基づいた対価なのか誰から受領するものかを明確にする手段としてとしても、**利用規約**は有用であると考えられる。

第4章 中長期的な課題

本章では、RWA トークンを利活用するビジネスを推進するうえで有用であると考えられるものの、一定の課題があり、その解決に相応の時間を要することが見込まれる等、継続的な検討が必要な論点について、中長期的な課題として取り上げる。

当該中長期的な課題については、以下のように法制度の整備が伴う論点と業界における取組みが必要となる論点とに分けて整理する。

1. 法制度

(1) 第三者対抗要件の具備方法

本ガイドラインでは、トークンの移転と現実資産等の移転とを紐づける方法として、受益証券発行信託の利用、動産の指図による占有移転、前払式支払手段にあたる形での発行等といった方法を提示した。このような方法を採用することにより、トークン保有者は現実資産等のある程度安定的に保有・取引できるようになる。

しかしながら、例えば動産について、指図による占有移転という解釈論を経ることなく、トークン移転により現実資産が確定的に移転することが法律により明確化すれば、安定性を増す。

このように、第三者対抗要件の具備方法についてより柔軟化を図ることができれば、取引の安定性が向上し、RWA トークンの販売者や購入者等の円滑な保護を確保しながらビジネスを推進することが可能になると考えられる。

(2) 無体物の所有権

トークンに紐づく現実資産等の種類は、今後行われ得る様々な試みの結果、多岐にわたる可能性がある。典型的には、デジタルアートのような無体物の場合、そもそも現行の民法上は所有権の対象とならず、また知的財産権を含むなど内包される権利が複雑であり、シンプルな債権譲渡として整理することが難しい場合も多いと思われる。

このように、現実資産等の内容によっては、トークン移転と現実資産等に係る権利の移転の関係、第三者対抗要件の観点等から明確性や法的安定性に不透明さが多く残り得る。こうした問題は、トークンに紐づくすべての現実資産等のバリエーションが増えるにつれて複雑化していくことが避けられないと思われ、現行法によって整理し切ることに限界があることを示している。

こうした課題に対する解決策の一つとしては、法制度そのものを見直すことで抜本的な対応を行うことが考えられる。例えば、様々な現実資産等をカバーする形の一般原則として、現実資産等と紐づいたトークンの移転により、現実資産等も（第三者対抗要件を備えた形で）移転したこととみなす、といった法制度を整えることや、そもそもトークンの移転についての権利関係について新たな法律を設けることも一案であろう。

2. 国際的な取組み

トークンの移転を現実資産等の移転とするためには現実資産等の財産権をトークンに表章させ、移転後もトークンに現実資産等が紐づくことを確保する必要がある。しかしながら、トークン取引の利点であるクロスボーダーでの移転においては、日本法が適用されるとは限らず、移転後も現実資産等がトークンに紐づくという法的な帰結を確保するのは容易ではない。

以下では、上記の課題に対するいくつかの取組みについて取り上げている。本ガイドラインでは、詳細に取り上げることはしないが、RWA トークンの利活用を促進するうえでは、こうした取組みとの連携も重要になると考えられる。

(1) ユニドロフ

正式名称は、私法統一国際協会（International Institute for the Unification of Private Law）⁵⁹という。イタリアのローマに本拠を置く政府間国際機関で、その目的は、各国の私法、特に商事法の現代化と調整等の必要性や手法について調査審議することにある。

同団体は当初、1926年に当時の国際連盟の一機関として設立され、1940年にユニドロフ憲章に基づいて再設立された。現在の加盟国は、日本を含め65か国となっている。

2020年に「デジタル資産と私法」プロジェクト⁶⁰が開始され、2023年5月の理事会において「デジタル資産と私法に関するユニドロフ原則」が決定された。この原則は、デジタル資産に係る私法上の法的ルールに関する原則を、物権的な権利に関する原則を中心として定めている。

(2) ISO/TC307

現在、ISO（国際標準化機構）/TC307（ブロックチェーンと電子分散台帳技術に係る専門委員会）⁶¹においては、トークンに利用規約に相当するデータや情報を記録する方法が議論・検討されている。

こうした国際標準に準拠することは、とりわけ、クロスボーダーでの取引や複数プラットフォームにまたがる二次流通において有用と考えられるが、現時点でのこれらの議論は初期段階であり、具体的な記述方法や共通のフォーマット等は制定されるに至っていない。

⁵⁹ <https://www.unidroit.org/>

⁶⁰ <https://www.unidroit.org/work-in-progress/digital-assets-and-private-law/>

⁶¹ ISOにおいて第307番目に設置された専門委員会（Technical Committee）

別添1 トークンに係る利用規約のひな形案

本ひな形が想定する取引その他のビジネス構造

- トークンの種類：NFT（ERC-721 トークン）
- 紐づく現実資産：契約上の権利義務関係（種類物である動産の引渡請求権を含む。）
- トークン発行者：一次販売者
- 一次販売者：A 社又は他の販売者
- 一次販売マーケットプレイス運営者：A 社
- 二次流通マーケットプレイス：A 社が運営するものと、一般的な NFT マーケットプレイス

【利用規約名称】

第1章 総則

第1条 総則

1. 一次販売取引及び個人間取引における【NFT 名称】の取引条件並びに対象商品の引渡し等に関する条件を定めることを目的として、【利用規約名称】（以下「本規約」という。）を定めます。
2. 一次販売者は、本市場における一切の市場取引に対して本規約を使用するものとし、利用者及び購入者はこれに同意するものとします。
3. 利用者及び購入者は、【マーケットプレイス名称】利用規約（以下「ユーザー利用規約」という。）を遵守するものとします。

第2条 定義

本規約において使用される以下の用語は、本規約に別段の定めがない限り、以下に定める意味を有します。

1. 「本市場」とは、【NFT 名称】等の販売プラットフォーム「【マーケットプレイス名称】」をいいます。
2. 「本サービス」とは、本市場上で提供される一切のサービスをいいます。
3. 「市場管理者」とは、A 社をいいます。
4. 「利用者」とは、本市場又は本サービスにアクセスした者及び利用した者をいいます。
5. 「購入者」とは、本市場において、【NFT 名称】を購入した者（一次購入者に限られず、個人間取引により有償で【NFT 名称】の譲渡を受けた者を含む。）をいいます。
6. 「一次販売取引」とは、本市場における一次販売者と購入者との間の【NFT 名称】の売買をいいます。
7. 「一次購入者」とは、購入者のうち一次販売者から【NFT 名称】を購入した者をいいます。
8. 「最終保有者」とは、完全かつ有効な本引渡請求権が表章されている【NFT 名称】を現に保有している者をいいます。
9. 「個人間取引」とは、最終保有者が、【NFT 名称】を第三者に有償又は無償で譲渡すること（一次

販売取引を除く。)をいいます。

- 10.「転買人」とは、有償の個人間取引により最終保有者から【NFT 名称】の譲渡を受けた者をいいます。
- 11.「市場取引」とは、一次販売取引及び個人間取引をいいます。
- 12.「【動産名称】」とは、【動産に関する説明】をいいます。
- 13.「一次販売者」とは、本市場において【NFT 名称】の販売等を行うことが認められた事業者をいいます。
- 14.「出品」とは、一次販売者又は最終保有者が、【NFT 名称】を販売する目的で、【動産名称】に関する情報を本市場の所定の方法により掲載する行為をいいます。
- 15.「商品説明」とは、一次販売者が本市場で出品する【NFT 名称】に関する書類（電磁的媒体によるものを含む。）で、かつ、一次販売者が市場管理者に届け出たものをいいます。
- 16.「出品商品」とは、商品説明に明記された【動産名称】のうち、出品が行われた【動産名称】をいいます。
- 17.「対象商品」とは、出品商品のうち、最終保有者による本引渡請求権の行使によって一次販売者が引渡しを行う特定の商品を指します。
- 18.「本引渡請求権」とは、一次販売者に対する対象商品の引渡請求権をいいます。
- 19.「【NFT 名称】」とは、本引渡請求権を表章した、ブロックチェーン上で発行される代替性のないトークンをいいます。
- 20.「【NFT 名称】の使用」又は「【NFT 名称】を使用する」とは、以下の条件を全て満たし、本引渡請求権を行使する対象商品の引渡しを請求することをいいます。
 - (1) 本市場所定の方法により、一次販売者に対して【NFT 名称】を譲渡したこと
 - (2) 指定配送場所を届け出たこと
 - (3) 本市場所定の方法により配送料等を支払ったこと
- 21.「指定配送場所」とは、本市場所定の方法により一次販売者に対して届け出た対象商品の配送場所を言います。
- 22.「配送料等」とは、一次販売者が予め設定した基準により算定される手数料及び指定配送場所までの配送料をいいます。
- 23.「売買契約」とは、第 5 条第 1 項に基づいて成立した【NFT 名称】の売買契約をいいます。
- 24.「【NFT 名称】等」とは、【NFT 名称】その他市場管理者が本市場での出品を認めた商品をいいます。
- 25.「ロイヤリティ」とは、有償で【NFT 名称】の個人間取引が行われた場合に、一次販売者が個人間取引の当事者から受領する、当該個人間取引の譲渡価額に応じた手数料をいいます。
- 26.「マーケット手数料」とは、有償で【NFT 名称】の個人間取引が行われた場合に、市場管理者が個人間取引の当事者から受領する、当該個人間取引の譲渡価額に応じた手数料をいいます。
- 27.「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第 2 条第 14 項その他の適用法令により定義される暗

号資産をいいます。

- 28.「ガス代」とは、ブロックチェーン上で取引をおこなった際に発生するネットワーク手数料をいいます。
- 29.「ウォレット」とは、【NFT 名称】及び暗号資産の受取り、保管、表示、送付するサービスで、市場管理者が指定するものをいいます。
- 30.「ウォレットアドレス」とは、ウォレットが付与する【NFT 名称】その他の暗号資産を管理又は保管するためのアドレスをいいます。

第2章 一次販売取引

第3条 出品

1. 一次販売者は、本市場所定の手続きに従って、本市場に【NFT 名称】を出品することができます。
2. 一次販売者は、本市場に【NFT 名称】を出品する場合には、対象商品の保管方法を提示するものとしてします。
3. 一次販売者は、【NFT 名称】の使用が可能となる日（以下「使用可能日」という。）及び対象商品の発送を行うことが可能となる日を設定することができるものとしてします。
4. 一次販売者は、配送料等を（別紙●のとおり）定めるものとしてします。

第4条 購入申込み

1. 購入者は、本規約及び本市場所定の手続きを遵守することにより、一次販売者が出品する【NFT 名称】の購入申込みを行うことができます。
2. 購入者は、前項の購入申込み併せて、対象商品の保管期間を指定しなければなりません。

第5条 売買契約の成立

1. 一次購入者が【NFT 名称】の購入にかかる代金を支払い、かつ、一次販売者が前条の購入申込みに対して承諾した場合、一次販売者と一次購入者との間で【NFT 名称】の売買契約が成立するものとしてします。
2. 前項に定める【NFT 名称】の購入にかかる代金は、【NFT 名称】の代金並びに…手数料及び対象商品の保管に係る料金（以下「保管料等」という。）の合計金額とします。なお、一次販売者は、【NFT 名称】の価値にかかわらず、自らの裁量により【NFT 名称】の代金を定めることができます。
3. 前項に定める【NFT 名称】の購入にかかる代金の決済方法は、…【例：日本円のクレジットカード決済、一次販売者が設定した暗号資産による決済等】を利用できるものとしてします。【必要に応じて、暗号資産決済の場合のガス代負担に係る定め等】
4. 一次販売者は、売買契約が成立した場合、…の場合を除き、一次購入者が購入した【NFT 名称】をウォレットアドレスに送付します。当該送付により、一次販売取引が完了します。
5. 一次購入者は、【NFT 名称】の売買契約が成立した後は、当該売買契約を解除することができます。

せん。

6. 一次販売者は、第 4 項に基づき【NFT 名称】を送付しないこととする場合には、売買契約を解除することができます。この場合、一次販売者が一次購入者から・・・を受領したときには、・・・により返還します。なお、当該返還により発生する費用は、・・・が負担します。

第 6 条 保管・発送

1. 一次販売者は、売買契約が成立した場合、第 3 条第 2 項に提示する保管方法で、対象商品の保管を行います。
2. 一次販売者は、保管開始前に、購入者に引き渡した【NFT 名称】に個別識別番号を付して対象商品を特定するものとします。個別識別番号を付して対象商品を特定した後は、最終保有者が【NFT 名称】を使用することによって引渡しを受けることができる対象商品は、個別識別番号を付した対象商品となります。
3. 一次販売者は、売買契約の成立日から起算して第 4 条第 2 項に基づいて指定した保管期間が経過する日（以下「指定保管期限」という。）まで、善良なる管理者の注意をもって第 1 項に基づく保管を行うものとします。
4. 【NFT 名称】を保有する最終保有者は、指定保管期限までの間、いつでも当該【NFT 名称】を使用することができます。但し、一次販売者が【NFT 名称】について使用可能日を設定した場合には、使用可能日以降に限り【NFT 名称】の使用することができます。
5. 最終保有者は、前項に基づいて、指定保管期限の満了前に【NFT 名称】の使用を行った場合、【保管料等の一部又は全部の返還の要否について適宜記載】。
6. 【NFT 名称】を保有する最終保有者は、指定保管期限までに、【NFT 名称】の使用を完了させなければなりません。本項の定めにもかかわらず、指定保管期限までに【NFT 名称】の使用が完了しなかった場合、一次販売者は当該【NFT 名称】を消滅させることができるものとします。また、本項に基づいて【NFT 名称】が消滅した場合、当該【NFT 名称】に表章される対象商品の引渡請求権についても失われるものとします。
7. 一次販売者は、前項に基づいて消滅した【NFT 名称】の対象商品については、・・・の方法により売却を行うものとします。一次販売者が当該売却により収益を得た場合、・・・とします。
8. 第 6 項に基づいて【NFT 名称】が消滅したことに起因して利用者、購入者及び最終保有者に発生した損害について、一次販売者は、前項に定める場合を除き、一切補償する義務を負いません。

第 3 章 個人間取引

第 7 条 【NFT 名称】の譲渡

1. 最終保有者は、本市場において、第三者に対して、【NFT 名称】を有償又は無償にて譲渡することができます。なお、最終保有者は、【NFT 名称】と本引渡請求権を分離して一方のみを譲渡すること

はできず、【NFT 名称】を譲渡した場合には本引渡請求権も併せて譲渡し、本引渡請求権を譲渡した場合には【NFT 名称】も譲渡するものとします。

2. 最終保有者は、第三者に対して【NFT 名称】を譲渡した場合、当該第三者に対して本規約に基づく権利及び義務を引き継がせなければなりません。
3. 最終保有者が本規約を遵守して【NFT 名称】を第三者に譲渡し、当該第三者が当該【NFT 名称】の一切の取引に対して本規約が適用されることを承諾した場合（なお、当該第三者が【NFT 名称】を受領又は購入したことにより当該承諾をしたものとみなす。）、一次販売者は【NFT 名称】及び本引渡請求権が当該第三者に譲渡されることを異議なく承諾します。
4. 最終保有者は、有償譲渡が成立した場合、受領する【NFT 名称】の代金から、ロイヤリティ及びマーケット手数料を支払わなければなりません。なお、マーケット手数料は市場管理者に、ロイヤリティは一次販売者に直接支払われるものとします。
5. 前項のロイヤリティ及びマーケット手数料の決済方法は、・・・【例：市場管理者が設定した暗号資産による決済等】を利用できるものとします。
6. 【NFT 名称】の譲渡にあたっては実費としてガス代が発生します。当該ガス代は、・・・に発生します。

第 8 条 本市場以外における【NFT 名称】の譲渡

最終保有者が、本市場以外のマーケットプレイスにおいて、第三者に対して、【NFT 名称】を譲渡した場合、当該譲渡については最終保有者が全ての責任を負い、一次販売者は当該譲渡に関して発生したあらゆる費用、問題、紛争等について一切の責任を負いません。

第 4 章 引渡し

第 9 条 引渡請求

法的に有効な本引渡請求権を保有している者は、一次販売者に対して、対象商品の引渡しを求めることができます。但し、本引渡請求権は、本引渡請求権を保有している本人が、以下のいずれかの方法により行使しなければなりません。

- (1) 本市場所定の方法により、本市場上で【NFT 名称】を使用する
- (2) 一次販売者の指定する営業所等において、本引渡請求権を保有している本人に係る〇〇の情報及び当該情報の確認書類等の客観的資料の提示により証明する

第 10 条 配送

1. 本市場所定の方法により【NFT 名称】の使用が行われた場合、一次販売者は、対象商品を指定配送場所に遅滞なく配送するものとします。但し、・・・場合はこの限りではありません。
2. 前項にかかわらず、指定配送場所について・・・が認められる場合には、一次販売者は対象商品を【NFT 名称】の使用完了日から〇〇が経過するまでの間保管し、最終保有者が当該保管期間中

に・・・において対象商品の引渡しを受けるものとします。なお、一次販売者は自己のためにすると同
一の注意をもって当該保管を行うものとします。

3. 前項の場合、最終保有者は、・・・の一次販売者の求める情報を提示することにより、対象商品の引渡しを受けることができます。なお、本項の場合において対象商品の引渡しに要する費用は〇〇において負担するものとします。
4. 第 2 項の場合において、一次販売者が【NFT 名称】の使用を完了した後、対象商品の出荷作業に着手した場合には配送料等は返還いたしません。他方で、対象商品の出荷作業への着手前に一次販売者が第 2 項に基づく保管を行った場合には、一次販売者は・・・代金相当額を、・・・にて返還します。
5. 本市場所定の方法により【NFT 名称】の使用が行われた場合、本引渡請求権を完全かつ有効に保有している本人によって本引渡請求権が行使されたものとみなします。また、一次販売者が、【NFT 名称】の使用に応じて対象商品の引渡しを行った場合には、本引渡請求権に対する有効な債務の履行とみなされ、一次販売者は当該引渡しに対して何ら責任を負いません。
6. 対象商品の所有権は、本条に基づいて対象商品の引渡しが完了した時点で、一次販売者から最終保有者に移転するものとします。

第 11 条 現地引渡し

1. 本引渡請求権を法的に有効に保有している者は、前条の方法によるほか、・・・場合において対象商品の引渡しを受けることができます。
2. 前項の場合において対象商品の引渡しに要する費用は、〇〇において負担します。
3. 一次販売者が、第 1 項に基づいて対象商品を引き渡した場合、当該対象商品の引渡請求権を表章した【NFT 名称】は同時に消滅します。
4. 対象商品の所有権は、第 1 項に基づき対象商品が引き渡された時点で、一次販売者から引渡請求権者に移転するものとします。

第 5 章 対象商品の破損等

第 12 条 対象商品の瑕疵・破損等

1. 【NFT 名称】の使用により配送する対象商品は、本条中次項以下に定める場合を除き、対象商品の返金、対象商品の返品、修理、交換等の対応は行いません。
2. 対象商品の引渡し前までに対象商品が破損等したことによって対象商品の引渡債務が履行不能又は履行が著しく困難となった場合、当該【NFT 名称】は自動的に消滅するものとします。また、本項に基づいて【NFT 名称】が消滅した場合、当該【NFT 名称】に表章される対象商品の引渡請求権についても失われるものとします。
3. 前項に基づく【NFT 名称】の消滅が一次販売者の責めに帰すべき事由により発生した場合、一次

販売者は、最終保有者に対して、・・・を支払うものとします。但し、・・・を上限とします。

4. 一次販売者は、前項で規定される金員を、・・・により支払うものとします。
5. 一次販売者の責めに帰すべき事由によらず、第 2 項に基づいて【NFT 名称】が消滅した場合、一次販売者は、・・・を支払うものとします。
6. 一次販売者は、対象商品の引渡し前までに対象商品が破損等したことによって対象商品の引渡債務が履行不能又は履行が著しく困難となった場合において、本条に定めるほかは、・・・を賠償又は補償する義務を負いません。
7. 対象商品の引渡し前までに対象商品が破損等したことによって対象商品の引渡債務が履行不能又は履行が著しく困難となった場合、・・・ものとします。

第 6 章 禁止事項

第 13 条 禁止事項

1. 利用者及び購入者は、以下の各号の行為を行ってはなりません。
 - (1) 本規約又はユーザー利用規約に違反する行為
・・・
 - (2) 前各号のいずれかの行為を第三者と共同で行う行為又は第三者の行為を教唆若しくはほう助する行為
 - (3) その他一次販売者が合理的な根拠に基づいて著しく不適切と判断する行為
2. 一次販売者は、最終保有者が前項に違反したと合理的に判断した場合、最終保有者が保有する【NFT 名称】を消滅させることができるものとします。利用者及び購入者は、当該事情によって保有する【NFT 名称】が消滅する可能性があることを予め理解し、承諾したうえで、【NFT 名称】を購入するものとします。また、本項に基づいて【NFT 名称】が消滅した場合、当該【NFT 名称】に表章される対象商品の引渡請求権についても失われます。
3. 一次販売者は、前項に基づいて消滅した【NFT 名称】の対象商品を処分したことにより収益を得た場合、・・・に送金するものとします。但し、最終保有者が本規約に違反していた場合はこの限りではありません。
4. 前項に定める場合を除き、第 2 項に基づいて【NFT 名称】が消滅したことに起因して利用者、購入者及び最終保有者その他の第三者が被った損害について、一次販売者は、何ら賠償又は補償する義務を負わないものとします。

第 7 章 免責

第 14 条 免責

一次販売者は、適用される法律により認められる最大限の範囲で、次に掲げる損害について一切の

責任を負いません。

- (1) ……によって生じた損害
…
- (2) 前各号に定める損害のほか一次販売者の責めに帰することができない事由に起因する損害

第 15 条 補償

利用者及び購入者は、一次販売者の要請に応じて、以下に関する第三者の請求に起因又は関連するあらゆる請求、要求、責任、義務、損害、損失、費用、支出（合理的な弁護士費用を含む。）について、……を防御し、補償し、免責するものとします。

- (1) 利用者又は購入者による本市場又は本サービスの使用又は誤用
- (2) 利用者又は購入者による本規約の違反
- (3) 利用者又は購入者による第三者の権利（知的財産権、データ保護権、プライバシー権を含みますが、これらに限定されない。）の侵害

第 8 章 雑則

第 16 条 通知

1. 購入者は、本市場所定の方法に従い、利用登録情報に……を登録しなければなりません。
2. 一次販売者から購入者への通知は、……方法によって行うものとします。なお、……によって生じる不利益は購入者が負うものとします。
3. 購入者は、一次販売者又は市場管理者が……による通知を行った場合、……時点に一次販売者からの通知が到達したとみなされることに、予め同意するものとします。

第 17 条 連絡・宣伝

一次販売者は、利用者又は購入者に対して、……するために、……方法により、連絡する場合があります。

第 18 条 個人情報

一次販売者は、購入者及び利用者の個人情報を、別途定め公表するプライバシーポリシーにしたがって取り扱うものとします。

第 19 条 準拠法・裁判管轄

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条 本規約の有効性

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該規定の無効部分以外の部分は引き続き有効であり、当該違法、無効又は執行不能によって影響又は支障を受けるものではありません。
2. 本規約の規定の一部が特定の利用者との関係で無効とされ、又は取り消された場合であっても、本規約はその他の利用者との関係では有効とします。

第 21 条 本規約の改定

本規約を改定する場合、その影響及び本市場の運営状況などに照らし、本市場への掲載その他市場管理者の所定の方法により利用者に告知するものとし、改定後の規約は、一定の予告期間が経過したとき、又は利用者が当該告知後に本サービスを利用したときのいずれか早い時期に、その効力を生じるものとします。

別添2 プラットフォームに係る利用規約のひな形案

本ひな形が想定する取引その他のビジネス構造

- トークンの種類：NFT（ERC-721 トークン）
- 紐づく現実資産：契約上の権利義務関係（種類物である動産の引渡請求権を含む。）
- 現実資産所有者・トークン発行者：一次販売者
- 一次販売者：A 社又は他の販売者
- （一次販売・二次流通）市場運営者：A 社

【利用規約名称】

第1条 総則

株式会社 A（以下「市場管理者」という。）は、本市場及び本サービスについて、利用者が遵守すべき事項を規定することを目的として、【利用規約名称】（以下「本規約」という。）を定めます。

第2条 定義

1. 「本市場」とは、【NFT 名称】等の販売プラットフォーム「【マーケットプレイス名称】」をいいます。
2. 「本サービス」とは、本市場上で提供される一切のサービスをいいます。
3. 「利用者」とは、本市場又は本サービスを利用した者及び利用しようとする者をいいます。
4. 「購入者」とは、本市場において、【NFT 名称】を購入した者（個人間取引により有償で【NFT 名称】の譲渡を受けた者を含む。）をいいます。
5. 「一次販売取引」とは、本市場における一次販売者と購入者との間の【NFT 名称】の売買をいいます。
6. 「一次購入者」とは、購入者のうち一次販売者から【NFT 名称】を購入した者をいいます。
7. 「最終保有者」とは、完全かつ有効な本引渡請求権が表章されている【NFT 名称】を現に保有している者をいいます。
8. 「個人間取引」とは、最終保有者が、【NFT 名称】を第三者に有償又は無償で譲渡すること（一次販売取引を除く。）をいいます。
9. 「転買人」とは、有償の個人間取引により最終保有者から【NFT 名称】の譲渡を受けようとする者又は譲渡を受けた者をいいます。
10. 「市場取引」とは、一次販売取引及び個人間取引をいいます。
11. 「【動産名称】」とは、【動産に関する説明】をいいます。
12. 「一次販売者」とは、本市場において【NFT 名称】の販売等を行うことが認められた事業者をいいます。
13. 「出品」とは、一次販売者又は最終保有者が、【NFT 名称】を販売する目的で、【動産名称】に関する情報を本市場の所定の方法により掲載する行為をいいます。

- 14.「商品説明」とは、一次販売者が本市場で出品する【NFT 名称】に関する書類（電磁的媒体によるものを含む。）で、かつ、一次販売者が市場管理者に届け出たものをいいます。
- 15.「出品商品」とは、商品説明に明記された【動産名称】のうち、出品が行われた【動産名称】をいいます。
- 16.「対象商品」とは、出品商品のうち、最終保有者による本引渡請求権の行使によって一次販売者が引渡しを行う特定の商品を指します。
- 17.「本引渡請求権」とは、一次販売者に対する対象商品の引渡請求権をいいます。
- 18.「【NFT 名称】」とは、本引渡請求権を表章した、ブロックチェーン上で発行される代替性のないトークンをいいます。
- 19.「【NFT 名称】の使用」又は「【NFT 名称】を使用する」とは、以下の条件を全て満たし、本引渡し請求権を行使する対象商品の引渡しを請求することをいいます。
 - (1) 本市場所定の方法により、一次販売者に対して【NFT 名称】を譲渡したこと
 - (2) 指定配送場所を届け出たこと
 - (3) 本市場所定の方法により配送料等を支払ったこと
- 20.「指定配送場所」とは、本市場所定の方法により一次販売者に対して届け出た対象商品の配送場所を言います。
- 21.「配送料等」とは、一次販売者が予め設定した基準により算定される手数料及び指定配送場所までの配送料をいいます。
- 22.「【NFT 名称】等」とは、【NFT 名称】その他市場管理者が本市場での出品を認めた商品をいいます。
- 23.「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第 2 条第 14 項その他の適用法令により定義される暗号資産をいいます。
- 24.「ウォレット」とは、【NFT 名称】及び暗号資産の受取り、保管、表示、送付するサービスで、市場管理者が指定するものをいいます。
- 25.「ウォレットアドレス」とは、ウォレットが付与する、【NFT 名称】その他の暗号資産を管理又は保管するためのアドレスをいいます。

第 3 条 本規約への同意

1. 本規約は、本サービスの利用に関する条件を市場管理者と利用者との間で定めることを目的とし、本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 利用者は、本規約に同意をしたうえで、本規約の定めに従って本サービスを利用するものとし、利用者は、本サービスを利用することにより本規約に同意をしたものとみなされます。

第 4 条 本サービスの内容

1. 本サービスは、【NFT 名称】の・・・を提供するとともに、【NFT 名称】又は出品商品の・・・に関連する

情報の提供等を行う、マーケットプレイスです。

2. 本市場においては、一次販売取引は一次販売者と一次購入者の間で行われ、個人間取引は、最終保有者と転買人の間で行われます。本市場における…に関しては、一次販売者及び利用者の自己責任により行われるものとし、市場管理者が行うものではありません。また、一次販売者が発行した【NFT 名称】又は対象商品に関して、万が一トラブルが生じた場合には、…になります。
3. 前項の定めにかかわらず、市場管理者は、一次販売者と利用者間のトラブルに関し、…する場合があります。
4. 市場管理者は、事前に利用者に通知することなく、本サービスに付帯するサービスを適宜追加し、又は内容を変更することがあります。利用者は、当該追加、変更後の本サービスに適用される本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。
5. 市場管理者は、利用者に事前に通知することなく、いつでも特定の利用者又は全ての利用者に対して、本サービスの一部又は全部の提供を停止若しくは終了をすることができるものとします。
6. 市場管理者は、本サービスの一部又は全部の内容の変更、停止若しくは終了を行う場合、…方法により、利用者に情報提供を行うものとします。

第 5 条 本サービスの利用におけるソフトウェア等

1. 本市場及び本サービスを利用するには、…が必要となります。
2. 本市場での取引は、【利用可能ブロックチェーン名】のブロックチェーンを介して行われます。本市場での取引についてはウォレットとして、〇〇を利用いただく必要があります。一次販売者又は利用者は、本市場上で取引を行うたびに、【利用可能ブロックチェーン名】のウォレットアドレスが他の利用者及び第三者に公開されることに同意したものとみなします。
3. 市場管理者は本市場での取引に使用される〇〇の所有又は管理を行っておらず、〇〇の提供者である第三者による過失によって生じる損害等について一切責任を持ちません。また、当該第三者であるかどうかを問わず、第三者の製品を操作又は利用したこと起因して発生した損害に対して、市場管理者は一切の責任を持ちません。
4. 本市場で利用する〇〇のウォレットや他のデジタルウォレットの安全を確保する責任については、利用者が各自で負うものとします。

第 6 条 利用情報登録

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、本市場所定の手続きに従って、…を行うものとします。
2. 利用者は、利用情報登録において真正かつ最新の情報を入力しなければなりません。また、利用者は、登録した情報に変更が生じた場合、遅滞なく、所定の手続きに従って変更後の情報について再度利用情報登録を行うものとします。
3. 利用情報登録を行った情報の誤り、虚偽又は最新でなかったことを理由として、市場管理者又は一次販売者から利用者に対する通知が到達しなかった場合であっても、当該通知は利用者に通常

達すべきときに到達したものとみなします。なお、・・・に起因して発生した損害又は不利益については、利用者が一切の責任を負うものとします。

4. 利用者が、利用情報登録により入力した〇〇の情報が第三者に利用されたこと若しくは入力情報の内容が不正確であったことによって利用者に生じた損害に関しては、市場管理者は、自らの故意又は重大な過失に起因する場合を除き責任を負いません。

第7条 通知

1. 本サービスに関する市場管理者から利用者への通知は、・・・方法によって行うものとします。
2. 利用者は、市場管理者が・・・による通知を行った場合、・・・時点に市場管理者からの通知が到達したとみなされることに、予め同意するものとします。

第8条 連絡・宣伝

1. 市場管理者は、利用者に対して、・・・するために、・・・方法により、連絡する場合があります。
2. 市場管理者は、プライバシーポリシー、適用される法令及び規制に従って前各項の連絡を行うものとします。

第9条 【NFT 名称】の消滅

1. 市場管理者は、【NFT 名称】が犯罪に利用された場合又は犯罪に利用されるおそれがある場合、若しくは【NFT 名称】が公序良俗に反する方法で利用されるおそれがある場合その他市場管理者が合理的な根拠に基づき著しく不適切であると判断した場合、・・・する場合があります。利用者は、・・・を予め理解し、承諾したうえで、【NFT 名称】を購入するものとします。なお、本項に基づいて【NFT 名称】が消滅した場合には、本引渡請求権も併せて消滅するものとします。
2. 市場管理者は、最終保有者に対して、・・・場合において、・・・の補償を行います。なお、かかる補償は、・・・を妨げるものではありません。
3. 前項で規定される補償の支払方法について、市場管理者は、・・・により支払うものとします。

第10条 手数料

1. 一次販売者は、本市場において一次販売取引が成立した場合には、【NFT 名称】の販売代金に応じて市場管理者が定める販売手数料を支払うものとします。
2. 転買人は、本市場において有償にて個人間取引が成立した場合には、【NFT 名称】の販売代金に応じて市場管理者が定める販売手数料を、市場管理者に直接支払うものとします。

第11条 キャンセル

購入者は、本市場において【NFT 名称】の市場取引が成立した後は、当該【NFT 名称】に係る取引を当該購入者の都合によってキャンセルすることはできません。

第 12 条 禁止事項

1. 利用者は、本サービスの利用に際し、以下の各号の一に該当する行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令、条例等違反又は公序良俗に反する行為
…
 - (2) 前各号のいずれかの行為を第三者と共同で行う行為又は第三者の行為を教唆若しくはほう助する行為
 - (3) その他市場管理者が合理的な根拠に基づいて著しく不適切と判断する行為
2. 利用者に前項に定める禁止行為が認められた場合、市場管理者は、…ことができるものとします。また、前項各号に該当する行為によって、市場管理者が何らかの損害を被った場合には、市場管理者は利用者に対し、市場管理者に生じた損害賠償を請求することができるものとします。

第 13 条 サービスの停止又は終了

1. 市場管理者は、本サービスを停止又は終了することがあり、利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。ただし、市場管理者は、本サービス終了、変更又は停止を行う場合、…を行うものとします。
2. 本サービスが停止又は終了した場合、利用者は本サービスについて、即時に利用できなくなります。

第 14 条 個人情報

市場管理者は、利用者が本サービス利用に関して登録した個人情報を、別途定め公表するプライバシーポリシーにしたがって取り扱うものとします。

第 15 条 知的財産権等

本サービスに関連する知的財産権等は、すべて市場管理者、一次販売者その他の著作権者等正当な権利者に帰属するものであり、利用者に対して、本規約に明示的に認められた行為以外を何ら許諾するものではありません。

第 16 条 免責

1. 市場管理者は、適用される法令により認められる最大限の範囲で、次のことに起因して利用者が被ったいかなる種類の損害についても責任を負いません。
 - (1) 本サービスの全部又は一部を提供できないこと
…
2. 市場管理者の責任は合理的な努力をもって本サービスを提供することに限られるものとし、市場管理者は、…について、いかなる保証も行いません。

3. 市場管理者は、本市場以外のマーケットプレイス等において、【NFT 名称】を第三者に譲渡したことから生じる費用、トラブル、紛争等について一切責任を負いません。
4. 市場管理者は、市場管理者のウェブページ、サーバ、ドメインなどから送られるメール又はコンテンツに、コンピューター・ウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証しません。
5. 決済サービスにおいて発生した不具合に起因し、・・・場合、市場管理者は、市場管理者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負いません。
6. 利用者が本規約に違反したことに関連して生じた一切の損害については、当該利用者が完全に責任を負うものとします。
7. 前各項のほか、本規約に別段の定めがある場合及び市場管理者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、市場管理者は利用者が本サービスを利用したことにより被った損害又は不利益について責任を負いません。

第 17 条 補償

1. 利用者及び購入者は、市場管理者の要請に応じて、以下に関する第三者の請求に起因又は関連するあらゆる請求、要求、責任、義務、損害、損失、費用、支出（合理的な弁護士費用を含む。）について、・・・を防御し、補償し、免責するものとします。
 - (1) 利用者又は購入者による本市場又は本サービスの使用又は誤用
 - (2) 利用者又は購入者による本規約の違反
 - (3) 利用者又は購入者による第三者の権利（知的財産権、データ保護権、プライバシー権を含みますが、これらに限定されません。）の侵害
2. 前項の第三者からの請求に対する防御及び解決する権利は市場管理者に留保され、利用者又は購入者（該当する場合）は、利用可能な防御を主張する際に市場管理者に協力するものとします。

第 18 条 準拠法・裁判管轄

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条 本規約の有効性

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該規定の無効部分以外の部分は引き続き有効であり、当該違法、無効又は執行不能によって影響又は支障を受けるものではありません。
2. 本規約の規定の一部が特定の利用者との関係で無効とされ、又は取り消された場合であっても、本規約はその他の利用者との関係では有効とします。

第 20 条 本規約の改定

市場管理者は、本規約を改定する場合、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、市場管理者ウェブサイトへの掲載その他市場管理者所定の方法により利用者に告知するものとし、改定後の規約は、市場管理者所定の一定の予告期間が経過したとき、又は利用者が当該告知後に本サービスを利用したときのいずれか早い時期に、その効力を生じるものとします。

以上